

令和2年第12回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年12月7日（月）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

17番 永田 眞一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西山 美和	係長	松倉 司	参事	安田 志津子
主査	前田 稚子	会計年度任用職員	勅使川原 智美				

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第49号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第28号 農地の形状変更届について
- 第29号 許可不要転用届について
- 第30号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから総会を開会いたします。

本日は、農業委員総数19名のうち17番、永田委員から欠席の届出があっており、18名のご出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さんこんにちは。

今回も残念ながら農業委員のみの出席にて総会を開催する運びになりました。御承知のとおり、何と言いましてもこのコロナウイルスが非常にますます増えるというような状況でございますので毎日、毎日お互いにマスクの着用であるとか、手洗い、うがい、こういった基本的なことを一生懸命しながら自分で自分を防衛し、そしてまた、人にもうつさないというような心得を持たないといけない状況下でございますので、どうぞ皆さんもそれぞれが正確に基本的なことをしっかりやっけていながら、御自愛いただきたいと願っておるところでございます。

今日もそういう状況下で推進委員の方々には休んでいただいております。皆さんも毎日地域の発展のためにいろいろ御尽力いただいております、大変お忙しい中だと思えますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども議事に入ります。着席をもって進行させていただきます。

本日の議案は、議第46号より議第49号までの302件と、報告第27号より第30号までの41件が提案されております。どうぞ慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、6番縄田伊知郎委員と7番下川安委員をお願いいたします。

毎回ではございますけれども、発言の際には、委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際は挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、議第46号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第46号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、河崎の申請人で、河崎の田631㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、玉名と中の申請人で、玉名の田825㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、河崎と山部田の申請人で、河崎の畑572㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、河崎と山部田の申請人で、玉名の田1,124㎡外2筆、計2,097㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町三崎の田573㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町三崎の畑553㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、福岡県粕屋郡宇美町と横島町の申請人で、横島町大園の田395㎡を小作地取得のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、石貫と横島町の申請人で、富尾の田1,885㎡外1筆、計2,977㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、玉名と横島町の申請人で、石貫の田6.07㎡外1筆、計1,167.07㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田988㎡外5筆、計13,084㎡を子へ贈与するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町共栄の畑20,026㎡外2筆、36,837㎡を子へ贈与するものです。

4ページをお願いいたします。

12番、天水町の申請人で、天水町小天の畑374㎡を労力不足と隣接地取得の

ため売買するものです。

13番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑6,492㎡外1筆、計6,823㎡を子へ贈与するものです。

14番、天水町の申請人で、天水町野部田の田3,122㎡を子へ贈与するものです。

15番、熊本市中央区と天水町の申請人で、田崎の樹園地2,305㎡外10筆、計7,847㎡を小作地取得のため売買するものです。

5ページをお願いいたします。

16番、天水町の申請人で、三ツ川の畑1,076㎡外7筆、計10,641㎡を子へ贈与するものです。

以上16件、88,518.07㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る12月3日及び4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。また、続けて連続して説明される場合は、引続き説明をお願いいたします。

それでは、1番からお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

1番の案件は、労働力不足と相手方の要望で、米を作られるそうですので許可相当と思います。

それから、2番の案件は労働力不足と経営拡張で、買われる方は会社社長で従業員の方が芋を作られるということでこれも許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、お願いいたします。

○8番（船津和利君） 8番、船津です。3番、4番につきまして説明いたします。

3番の案件につきましては、労働力不足と譲受人が経営拡張ということで、何ら問題ないと思います。これ場所がですね、河崎の土木会社の駐車場の敷地内にありますので、柿の木を30本ほど定植されるそうです。

4番の案件につきまして、これも労力不足と経営拡張で、下限面積も満たされ何ら問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、6番、続けてお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。5番、6番について説明いたします。

まず5番ですけれども、譲渡人は労力不足、それから譲受人は経営拡張であります。地目は台帳、現況ともに田でありました。譲受人は以前からこの田で稲を作付けされておられたそうであります。下限面積も満たしており、調査の結果、許可相当と判断しております。

それから6番ですけれども、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張であります。地目は台帳では畑でありましたけれども、現状は553㎡の約半数が法面の多い竹の生えた雑種地となっております。この畑は道路がなく、譲受人の隣接地でもあり、譲渡人からの依頼と譲受人の荒廃農地への思いが一致したものであります。下限面積も満たしておりまして、結果、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番お願いいたします。ごめんなさい7番です。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。7番の案件について御説明いたします。

譲渡人と譲受人は小作契約で作付けをされておりましたが、今回小作契約が更新を迎え、譲渡人の希望もあり、小作地取得の申請となりました。何ら問題なく許可相当と思います。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番、10番、11番までお願いいたします。

○15番（吉田孝壽君） 15番の吉田です。8番の案件について説明いたします。

これは売買ですが、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張であります。この点につきましては、次の9番とも買い主が一緒なんです、現地調査した中で今、耕作が放棄してあるような状態なんですけれども、米を作られるということで申請がなされております。ただし地価が農地としては高いんじゃないかという気がしましたけれども、米を作るということでございますので、荒れてもおりますし、いいのかなあとっております。

次、10番についてはですね、子への贈与ですが、親子関係ですのでこれも問題

なかろうと思っております。

11番についても親子関係で子への贈与です。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして12番、お願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番、農業委員、堀田です。12番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地取得、自宅の前であり便利になります。現地調査をしました。許可相当と思います。

次に、13番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子です。高齢の親より贈与されたものです。許可相当と思います。

次、14番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係です。これも高齢の親より贈与です。問題はなく許可相当と思います。

15番の案件について説明します。

地目が山林で樹園地ということです。現地調査に行きましたが、きちんと管理された樹園地でした。小作地取得ということで問題はなく許可相当と思います。

16番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係です。後継者である子に一部を贈与するもので、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

12、13、14、15、16番まで堀田委員に説明をいただきました。

ありがとうございました。

それでは、受付番号1番から受付番号16番まで委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第46号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号1番から受付番号16番までについて、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、

議第46号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次に議第47号農地法第4条の規定による許可申請について議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いいたします。

議第47号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が河崎の田319㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が松木の田199㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

以上2件、合計518㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番、2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は県道玉名立花線の拡張工事により立ち退きを余儀なくされて、宅地の西側所有地の田を宅地にするための申請です。場所は新玉名駅の南側500m、河崎天満宮の左です。東側を県道が通りほかは農地です。造成は北側と西側をL型擁壁で、東側と南側をコンクリートブロックで囲み土砂の流出を防ぎます。建物は木造2階建て1棟と農業用倉庫1棟と駐車場です。給排水は東側道路内の公共上下水道を利用し、雨水は四隅に雨水浸透柵を設置して、オーバー分を西側水路へ放流すること。周辺農地には十分配慮すること。現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件、申請人は以前住んでいた住宅が古くなったために解体し、妻の実家で生活しているために個人住宅を建設するための申請です。場所は会社工場の東側200mぐらいの所で、造成はなく、L型擁壁で囲み整地するくらいです。北側を道路が通り、ほかは宅地です。建物は木造平屋建て1棟で、給排水は

市道内の公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、集水して北側道路側溝へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第47号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第47号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第48号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議第48号は11番につきまして始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第48号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が秋丸の畑190㎡で、転用目的は納骨堂です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岩崎の畑10㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が松木の田217㎡で、転用目的は宅地分譲1区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が小島の田109㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において、居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が大倉の畑385㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が玉名の田50㎡外3筆、計2,974㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が箱谷の田576㎡で、転用目的は車庫及び貸駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

8番、申請物件が岱明町中土の田414㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。報告第27号35番と関連しております。

9番、申請物件が岱明町鍋の田330㎡で、転用目的は貸店舗です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域にある農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が横島町大園の田549㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が横島町横島の田287㎡外4筆、計611㎡で、転用目的は貸住宅及び貸農業用資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10ページをお願いいたします。

12番、申請物件が天水町部田見の田132㎡外2筆、計989㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

13番、申請物件が天水町小天の畑2,049㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、駅、市役所等の周囲おおむね500m以内の区域にある農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が天水町小天の畑550㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上14件、合計10,343㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月3日及び4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引続き説明をいただきますようお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番赤松です。1番から3番まで説明いたします。

まず1番の案件について。申請人は寺の代表役員であり、今回納骨堂を建設するための申請です。場所は市役所の南南東400mぐらいの所で、東側と北側を道路が通り、ほかは寺の敷地です。造成は周りより高いためにL型擁壁で囲み整地するくらいだそうです。建物は木造瓦葺き平屋建て1棟です。納骨堂のために給排水はなく、雨水は雨水桝を設置して集水し、道路側溝へ接続放流、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件について。申請人は社会福祉法人で運営する支援センター及び交流館の職員駐車場不足解消のための申請です。場所はスーパーマーケット店舗の南側150mぐらいの所で、北側は水路、東と西側は道路に挟まれた三角形の土地で、雑種地と宅地の間に10㎡程度の農地が申請地となっております。総事業面積は181.53㎡です。駐車場ですので境界明示のための通路を縁石で、ほかはコンクリートブロックで囲み、砂利敷きにするとのこと。建物はなく、給排水もなく、雨水は自然浸透です。周りに農地はなく、これも現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件です。申請人は不動産業で、宅地分譲1区画の申請で、場所は会社工場の東側200mぐらいの所で、議第47号の2番の東隣りです。北側を市道が通り、ほかは宅地化した一画で、造成は土留め工事をし、境をブロックで仕切る程度だそうです。建物を建築するときは、北側市道内の上下水道を利用し、雨水は北側道路の側溝を利用するそうです。都市計画区域内でもあり、現地調査の

結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは4番、お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員、4番竹下です。4番の案件について御説明します。

申請地は小島橋南東側にあり、祖父の所有地で実家の目の前になります。祖父や両親の将来的な介護を考え、実家近くに個人住宅を建てるものです。木造平屋建てです。周辺の状況については、北側は他人所有の農地と排水路です。東側は排水路です。南側も排水路です。西側は祖父の農地となっています。農地の境には擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ措置も行われるため、営農に支障はないものと思われます。給水についてはボーリングを使用することです。生活排水については合併浄化槽を設置し、排水路へ放流する計画です。雨水については雨水枡を設置し、排水路に流す計画です。造成中、周辺農地に被害が生じた場合、速やかに責任を持って対処しますとのこと。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは5番、お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番縄田です。5番の案件について説明いたします。

転用目的は個人住宅です。場所は桃田運動公園横から上がったすぐの所です。申請人は現在、長洲町の社宅に家族3人で暮らしていらっしゃいますが、子どもの成長とともに現在の住まいが手狭になり、また実家にも近く、両親の将来も見据え当該地の申請にしたそうです。北側は道路、西側、東側は農地、南側は斜面に囲まれております。東側、西側はコンクリートブロックで境界をして、北側の法面は防草シートで土砂の流出を防ぐそうです。給水は公共の上水道に接続し、雨水は地下浸透により処理し、処理しきれない分に関しては濾過のうえ北側道路側溝へ放流するそうです。生活雑排水及び汚水は合併浄化槽により処理し、北側道路側溝へ排水するそうです。整地を行う程度で大規模な造成工事をするのではなく、土砂の流出を避けるため、流出の恐れがあるところは土留めを設置して土砂の流出などの対策をするそうです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは6番、お願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 9番澤村です。案件6について説明いたします。

場所は地域医療病院建物の東側200mぐらいで、申請地の東側、寺田大防線が通っています。譲渡人4名の方は現在、遊休地となっていて、以前1mぐらい盛土

をしてありました。今回、譲受人がその土地を個人住宅用地として販売される計画だそうです。転用面積は合計2,974㎡で、6区画に造成。被害防除計画は、おおむね平坦であるため特に造成工事は均す程度で、南側、西側、北側についてはブロックフェンスなどを設置し、隣接地への土砂の流出を防いで、もし工事により土砂が流出した場合等被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処することです。給排水計画は、公共の上下水道が申請地北東側に通っている上水道に接続し、生活雑排水、汚水は同じく下水道管に接続、雨水は自然浸透、オーバー水は北側の水路に放流、隣接地の西側の田んぼ、現在遊休地、北側は水路、東側は道路、南側は水路で、日照・通風など何の問題はなく、現地確認の結果、何ら問題はないので許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして7番、お願いいたします。

○8番（船津和利君） 8番船津です。この譲受人は転用目的が車庫及び貸駐車場となっております。土地の選定理由につきましてですね、申請人は隣地の居住する隣に住んでおり、現居住地は北東、神社の境内内にあつて、特別警戒区域及び警戒区域、急傾斜地の勾配区域に指定されており、大雨によって老朽化した物置兼車庫の改築をするもので、残りの農地は隣接地の神社の参拝、行事の駐車場広場として利用するものであります。隣接地の農地はなく、付近に影響を及ぼすこともなく、適地と選定したものであります。

事業の目的及び必要性につきましては、老朽化した物置兼車庫の改築にあたり、居住地が特別警戒区域、急傾斜地の崩壊区域と県によって指定がされ、現居住地において建築できないため、隣接の本件申請地に建設するものであり、残地は貸駐車場として利用します。建設建物及び設置する施設の概要につきましては、物置兼車庫は軽量鉄骨、亜鉛メッキ合板葺平屋建物で、床面積が84.16㎡で、敷地面積292㎡及び貸駐車場7台分、墓地用敷地面積284㎡として利用するものです。給排水計画につきましては、給水がありません。物置兼車庫建設及び駐車場として利用されるものであり、汚水の発生もありません。雨水については、現在の排水路に接続して排水するという事です。なお排水にあたっては十分注意いたしますが、万一発生の場合は当方にて責任を持って解決するという事です。被害防除計画につきましては、申請地に山砂による盛土約1m高めるそうです。盛土の流出防止のため西側にL型ブロックを設置するそうです。申請地の隣接地は、北側は山道及び山林、東側は申請者の居住地、西側及び南側は道路、隣接地には農地はなく、転用することで隣接地に被害を及ぼすことはありません。被害が発生した場合は、当方

にて責任を持って対処するという事です。

以上のことで何ら問題ないと思います。許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、8番どうぞ。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。8番の案件を説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係になります。譲受人は現在、玉名市の築地のアパートに住んでおりますが、このたび実家の近くに自分の専用住宅を計画、新築されるものです。場所は岱明の中央グラウンドの50mばかり南になります。小学校とかふれあい健康センター、B&Gなどが近くにある所です。転用面積は414㎡で、2階建ての木造建築だそうです。もちろん給水は玉名市の上水道に接続し、生活雑排水及び汚水は公共下水道に接続させてもらうそうです。また雨水は原則として敷地内浸透、オーバー分は雨水枡を設けて側溝に流す予定だそうです。被害防除計画としては、北は市道になっています。東と西に農地がありますので、境界にブロックを3段ぐらい積む予定とのことでした。南は埋め立ての高土手になっておりますので、当分現状のままだそうです。また完成後の被害防除としては、万一周辺農地等に被害が生じたり、また生じる恐れがある場合は、申請人の責任において円満解決をしますのでよろしくお願いしますとのことでした。そういう状態ですから許可相当だと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは9番、お願いいたします。

○13番（小川信孝君） 13番小川です。9番の案件について御説明いたします。

使用貸人と使用借人は親子関係になります。場所としましては、501号線のガソリンスタンドから東側に行った所になります。使用貸人はその土地を西側に病院を隣接してありますので、調剤薬局の貸店舗として貸す予定だそうです。西側に病院がありまして、フェンスを張って、東側もネットフェンスを張って、東側にL型の擁壁をしまして、1mぐらい盛土をするそうです。南の市道が走っておりますので、そちらを入り口として利用するそうです。給水はですね、市の上水道を利用するそうです。生活雑排水は埋設の下水道に排出するそうです。雨水については雨水枡で集水して、道路側溝に接続して排水するそうです。排水にあたっては十分注意をして、責任を持って問題がないように対処するそうです。

2日に現地を見まして、迷惑がかからないようにするという事ですので、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは10番、お願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。10番の案件について御説明いたします。

使用貸人と使用借人は親子関係です。転用目的は現在の住まいが手狭になってきたことに伴う個人住宅の建築です。木造平屋建て、建築面積は128.35㎡、給排水計画ですが、給水は隣接しております親の所有の井戸から給水するということでございます。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法ですが、雨水は宅内に新設する桝に集水後、西側道路内の既設側溝へ放流するということです。生活雑排水、汚水につきましては、合併浄化槽で処理後、西側道路内の既存の側溝へ放流するということでもございました。また造成中の被害防除対策ですが、周辺または隣接する境界にはコンクリートブロック擁壁を設置するため、土砂の流出、堆積、崩壊の恐れはないと思いますが、万が一転用が原因によって発生した場合は、誠意を持って対応するということでもございました。12月4日でしたか、現地調査を行いまして許可相当と判断いたしました。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

ただいま1番から10番まで説明をいただきました。

それでは、ここで受付番号11番につきまして、事務局より始末書を読み上げます。事務局、よろしくをお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 11番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

ただいま11番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、11番から委員の説明をお願いいたします。11番どうぞ。

○15番（吉田孝壽君） 農業委員、15番の吉田です。11番の案件について説明をいたします。

今、始末書を読み上げていただきましたが、現に宅地状態のようです。転用目的は貸住宅及び貸農業用資材置場ということですが、現に研修生が入る宿舍もできておりますし、トマト農家に貸倉庫を貸すということで申請がされております。住宅の面積が49.61㎡で、倉庫は18.6㎡、資材置場が21.1㎡ということで、あとは通路等になっております。南側が道路と排水路がありまして、北側も道路になっております。給水はボーリング、そして雨水については、敷地内側溝を通して南側水路へ排水。生活雑排水及び汚水等は農業集落排水へ接続するというものでありまして、これについては問題なかろうと思います。周りが既に住宅地でありまして、農地がありませんのでほかの造成等についても問題はないと考えております。あと何かありましたときは、転用者が責任を持って対応するということでもございます。

始末書にありましたようにちょっと問題はありましたけれども、許可相当だと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、13番、続けてお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） はい、18番、農業委員、堀田です。12番の案件について説明します。

申請人は、家族が増えたため現在の家では居住スペースが不足するため、住み慣れた地域性も考えて、実家近くであるこの申請地に農家住宅を建設します。農家住宅1棟、農業用倉庫1棟、駐車場、車5台分です。北と南は道路、東は宅地、西が農地です。道路の高さまでL字型ブロックを接ぎ埋め立てますが、西の農地の日照や土砂の流出等に十分留意して行います。給水はボーリング施設を設置して給水、雨水は自然浸透と、北と南に長い土地なので、西側農地のことも考え、3か所に集水枡を設置して北側に隣接する側溝に流します。生活雑排水、汚水は下水管で南側集落排水施設に接続して流します。現地調査の結果、許可相当と思います。

続いて、13番の案件について説明します。

令和2年度より、小天小学校と小天東小学校の統合が始まり、小天小学校の付近の宅地購入の希望が高まったため、この申請地に特定建築条件付売買予定地6戸の住宅建設が計画されています。西と南は道路、東と北は宅地に面しています。L型ブロックで周囲を接ぎ、整地します。周りが宅地なので農地に対する日照・通風等の問題もありません。給水はボーリングにて井戸水を使用、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置し西側のU字溝に流します。雨水は自然浸透、建物屋根雨水は配管し西側U字溝に流します。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、14番をお願いいたします。

○19番（村端一弘君） 農業委員、19番村端です。14番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、申請人は現在アパート住まいであるが、今般、新居を建築したい意向で、申請人の実家は玉名市天水町にあり、生まれ育った土地に新居を持ちたいと考えています。申請地は玉名市郊外の閑静な住環境であり、よって申請人の個人住宅を建築するには最適の場所と思われます。給排水計画は、給水はボーリングによる地下水を利用する。生活排水は合併浄化槽を設置して、道路側側溝に排水です。

去る3日の現地調査で適当な場所と思われまますので、審議の程よろしくお願ひします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から14番まで、委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、3番赤松議員どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番赤松です。12番の案件ですが、農家住宅というけど面積が989㎡というのは、大体これで許可できるんでしょうか。

○参事（安田志津子君） 事務局の安田です。農家住宅の場合は、おおむね1,000㎡というくくりがありますので、農家住宅であれば許可相当となります。

○3番（赤松繁之君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようございませますので、採決に移ります。

議第48号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第48号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第49号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。11ページをお願いいたします。

議第49号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

12ページから13ページまでの総括表、14ページから35ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が5件7,229㎡、利用権設定が265件、876,203㎡、合計270件、883,432㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第49号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第49号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(永田知博君) 次に、報告第27号から第30号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。36ページをお願いします。

報告第27号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回36ページから44ページまでの38件、合計117,416㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

報告第28号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件、1,441㎡の届け出を受理しております。

続きまして、46ページをお願いいたします。

報告第29号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、鉄塔敷地保全対策工事実施のためとする許可不要転用届出を受理しております。

続きまして、47ページをお願いいたします。

今回追加してあります報告議案の追加分の47ページになります。

報告第30号許可申請の取下げについて。下記のとおり許可申請後に取下げの届出があったので報告します。令和2年12月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

令和2年10月12日、農地法第3条所有権移転許可申請につきまして、申請取下げの届出がありましたので報告します。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、報告第27号から第30号までについて、事務局より説明をいただきました。皆さんより、全体的に見て何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、中島委員どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 12番中島ですけど、14ページの利用権設定状況の集計表の報告がありましたけど、設定状況集計表の中の右側から2、備考の隣の集積推進委員記録されておりますけど、農業委員と推進委員がなんか名前がその地区にありますけど、これはなんか。うちが今、高道なんですけど、12番、農業委員、中島と推進委員、西分さんの2名ですけど、今日ここに書いてある分に西分さんの名前で載っている部分と私の名前で載っている、これはどういうふうに分かれているのか。

14ページの右から備考があって、その左側に集積推進委員で書いて、農業委員の名前書かれたり、推進委員の名前書かれたりしているんですけど、そのいわれはという。

○主査（前田稚子君） すみません、事務局、前田です。基本は地域担当の農業委員さん、推進委員さんのほうにお願いしているんですけど、利用権設定で、利用者さんの方から、自分はどことこの地区だけど、この方を知っているので西分さんにしてくれとか、中島さんにしてくれとか要望があるので、そういうときは御存知の方を書いたりしています。臨機応変にそこらへんは。すみません、お願いします。

○12番（中島浩輔君） 12番中島です。はい、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、本日予定をしておりました議案審議と報告を終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移ります。

その他はないでしょうか。

なければ、その他を終わります。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君）以上をもちまして、令和2年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年12月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 縄田 伊知郎

農 業 委 員 下川 安